

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

十和田市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、神秘の湖「十和田湖」より流れ出て市内を横断する奥入瀬川や人工河川「稲生川」など多くの河川を有し、豊富な水資源を活用した稲作を基幹とした経営が行われている。市の中部から東部にかけては「三本木原」と呼ばれる平坦な台地が広がっているが、北西部の南八甲田連峰、南西部の十和田湖の外輪山から形成される傾斜地においても棚田等で稲作に取り組んでいる。また、一部において環境負荷の少ない営農方式へ取り組んでいる地域もある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本市では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進するとともに、傾斜地では同項第2号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	十和田市全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧十和田市区域（青森県特認基準）及び旧十和田湖区域（特定農山村指定地域）とする。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の緩傾斜農用地

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域

（2）集落協定の共通事項

集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

（3）対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

（4）その他必要な事項

自然災害を受けている農用地については、令和11年度までに復旧し、農業生産活動等を実施する旨が協定に位置付けられている場合は、協定認定年度から交付金の交付対象とすることができる。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農用地の復旧計画を市長に提出することにより、当該復旧計画を協定に位置付けたものとみなし、引き続き交付金の交付対象とすることができる。なお、被災の規模が甚大である等のため復旧に時間を要すると市長が認めた場合や令和11年度に被災した農用地については、復旧計画における復旧の期限が令和11年度以降であっても、交付金の交付対象とすることができる。